

沿岸漁業における後継者問題 ——その現状と展望

東京大学社会科学研究所

教授 加瀬 和 俊

第 **523** 号
(第 45 卷 第 7 号)

編 集 財団法人 東京水産振興会
発 行

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかつてわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目次

沿岸漁業における後継者問題

——その現状と展望

第五二三号

はじめに..... 1

一 自営漁家世帯の継承関係の基本構造..... 3

二 家業継承をめぐる経済計算..... 10

三 後継者確保の実情..... 22

四 非後継者型の新規参入の意義と限界..... 41

五 展望..... 48

時事余聞 編集後記

加瀬和俊



略歴

▽一九四九年生まれ。一九七二年、東京大学経済学部卒業。一九七五〜九一年、東京水産大学勤務、一九九一年四月以降、東京大学社会科学研究所勤務。経済史学、漁業経済学を専攻。最近の著作は、「新規漁業政策の特質を論じて漁業政策の全体像へ」(『漁業経済研究』五十四巻二号、二〇〇九年十月)、「漁業の復興に必要なこと」(内橋克人編『天震災のなかで私たちは何をすべきか』岩波新書、二〇一一年六月)など。

沿岸漁業における後継者問題

——その現状と展望

東京大学社会科学研究所

教授 加瀬和俊

はじめに

本稿は沿岸漁業者の後継者問題を対象として、その現状、背景、見通しについて検討することを課題としている。家族経営の漁家の後継者問題は、今や最終的な局面に入っているように見える。すなわち、沿岸自営漁業の就業者の年齢構成が、一般労働

市場では引退年齢を過ぎた七〇〜七四歳、七五歳以上階層が最も多い人数を占めていること、後継者を得るべき世代の漁業就業者数（後継者化が二〇歳代でなされるとすれば、その親に当たるほぼ五〇歳代の世代）自体がすでにその先行世代に比較して相当少数になっている上、子の世代の後継者化率が鹵止め無く低下していることに、後継者問題の深刻さは端的に示されている。二〇〇八年の漁業センサスによれば、男子の自営漁業就業者一萬二千人のうち、五五歳以上は七萬九千人（七〇％）であり、これらがほぼすべて引退すると想定される二〇年後には、自営漁業者は今の三〇％程度まで減少するものと予想されるのである（毎年新たに就業者に加わる者は五〇〇人程度に過ぎず、減少傾向を大きく変える力はない）。

こうした傾向は一九八〇年代から一貫して指摘されてきたが、戦後の家族自営漁業の担い手の最大集団であった昭和一桁生まれ世代（一九二六〜三五年生まれ。二〇一年現在で七六〜八五歳）がすでに実質的に引退年齢を過ぎていくこと、後継世代は若年階層ほど就業者数が減少するという単調減少傾向を示していることの結果として、逆転の可能性はもはやなくなったと見られる。

この事態を前にして、沿岸漁業の将来を悲観的に見る見解が多く、そうした議論の中から外部からの新規参入に強く期待したり、漁業権「開放」によって外部企業の呼び込みを図り、沿岸漁業も沖合漁業と同じように、雇用労働にもとづく企業の経営に改変しようとする提案も出現している。

就業者数の減少は沿岸漁業の危機を意味するわけではない

筆者はこうした見方には反対であり、就業者数の減少は避けられないにしても、それが沿岸漁業の危機を意味するわけではないこと、世代間の継承関係を通じて進行していく就業者数の減少は、漁法の変化を含む操業方式・経営形態の変容を通じて、より少数の家族経営によって従来程度の漁業生産がなされる態勢に移行していくものと予想している。本稿はそうした私見を多少理屈立てて説明しようとする試みである。

本稿ではまず、自営漁業就業者の継承・非継承の決定がどのような経済計算にもとづいてなされてきたのかについて原理的に考察し、続いてその実態について統計的吟味を加えるとともに、後継者確保に成功した地域の特徴を検討する。その上で、今後の方角に関わって、外部からの新規参入者の特徴と、新規参入政策の意義と限界について考察し、最後に後継者確保に向けて現実が要求している漁場利用の改変方向をさぐることにした。

一 自営漁家世帯の継承関係の基本構造

1. 家族経営の継承関係

農業、漁業、商工業等の家族自営業世帯においては、経営主からその子への経営の継承を通じて経営体の継続が図られてきた。その際、親から子へ経営と家計が一体的に継承されると同時に、その経営に必要な熟練技術・知識も伝達されてきたのである。

子供の一人が後継者となって家業を継ぐことが規範化され、技術・知識を習得

こうした継承関係が維持されるためには、子供の一人が必ず家計を継承すること（それを支える直系世帯維持規範意識の存在が前提）、居住地の移動無しには他産業で就業する機会が得られず、家計の継承者は家業を継承するほかはなかったこと（地元労働市場の未発達が前提）という歴史的条件が必要であった。このような経済的条件の下で、子供の一人が後継者となって家業を継ぐことが規範化されていたため、それを円滑に進めるために後継者が親の指示にしたがって技術・知識を習得する期間が必要であったといえる。

一世紀前の日本の状況を、子供が一五歳で働き始め、父親が五五歳で引退し、親子の年齢間隔が二五歳であったと見なせば、こうした関係はおよそ次のような世帯のサイクルを通じて繰り返されていたと考えられる。

まず、父四〇歳、子一五歳の時に父子二世代の協働期が始まり、これが父五五歳、子三〇歳までの一五年間継続する。この間に子は一人前になるために家業の技術・ノウハウを修得し、三〇歳の時点で経営と家計を継承する。その後は、子が三〇歳から四〇歳までの一〇年間に渡って一世代だけで働く期間が続く。子が四〇歳になると孫が一五歳になっているので、再び父子二世代の協働期に戻り、以後このサイクルが繰り返されることになる。

これはいかにも単純な説明であるが、江戸時代から昭和戦前期を通じて、家族経営の農業・漁業・商工業は基本的にこの方式で継承が保証されてきたと考えられる。も

ちろん二世代夫婦四人が農業に従事する期間と一世代夫婦二人だけが農業に従事する期間との保有労働力の差は調整されざるをえなかったから、耕地利用度の変動（二世代期には手間の掛かる作目を栽培したり、二毛作方式をとったりし、一世代期にはそれをしない）、手余り地の貸付、作男さくおとこの雇用といった補完的措置がとられていたのがある。

資本主義経済の発展によって家族経営の形が変容する

こうした状況は資本主義経済の発展によって大きく変容する。まず経済発展にともなう雇用機会が増加し、家業よりももうかる仕事が増えてくる。初めは家業を中心にして、兼業の形で他産業で雇用されるが、それでは日雇的な臨時仕事しかできない。雇用賃金の方が家業よりも有利である場合や父一人で家業が足りる場合においては、父子二世代の協働期間を圧縮して子の雇用専門の期間を作り、父の引退直前に父子二世代協働期間を形成して急いで技術・知識を習得するようになる。しかし、子が継ぐ家業から得られる所得よりも雇用労働を継続した方が経済的に有利な場合には、家業の継承がなされずに、子が雇用労働を継続することになる。直系世帯は維持されながらも、子が家業以外で働く傾向がさらに進めば、地方在住で雇われ労働に従事しているよりも有利な雇用労働が存在する都市部で働くことも選択されるようになる。その結果、親との同居が不可能になることによって、直系世帯維持の規範意識も変化せざるをえなくなる。

日本においてはこうした変化が一九五五〜七〇年の高度経済成長期に集中して進行

し、まずは一九六〇年前後から農業後継者が急減し、一九六〇年代後半からは漁業後継者の減少がこれに続き、一九七〇～八〇年代にはスーパーマーケットの全国的展開によって家族経営の商店の激減（米屋、八百屋、魚屋の消滅がその典型）がもたらされたといえる。

この間、国民の栄養状態の好転にともなう高年齢者の引退年齢は先送りされたから、子の多くが後継者にならない状況の下でも経営体数の減少は緩やかなものであった。しかし後継者無しに家業を継続してきた世代の引退にともなう、一九九〇年代以降、就業者数の減少と経営体数の減少が急速に進行して今日にいたっているのである。

2. 自営漁業の継承関係

家族自営業の世代間の継承関係に共通して見られた以上のような事情を前提として、次に自営漁業の継承関係の変化について検討しよう。

若年の自営漁業就業者はほとんど例外なしに、自営漁業の経営主である父親が現役の間に、見習いの後継者として漁業に就業しており、したがって家業の労働力構成は父子協働の形態をとることが通常である。これに対して農業や商業の場合には、父子協働の期間がごく短いか、全くない場合もあるし、協業期においても父は稲作、子は花卉や畜産というように、実際の労働は別々の場合が少なくない。

これに対して自営漁業においては、同じ漁船に乗って一緒に作業するという意味で

家業の労働力構成は父子協働の形態が通常

自営漁業では父子協働期間が一定期間は不可欠である

の父子協働期間が一定期間は不可欠である。その理由は、第一に、漁業においては技術・知識の内容が当該地域・漁場に固有であってマニュアル化されにくいいため、学理的知識がそのまま実地には活用できない。このため、安定的な水揚高を上げるためには、子が父と別の漁船で操業するのではなく、同一の漁船で経営主としての父親の指示の下で、見習い期間を過ごす必要があるといえる。

第二に、漁船・機器類をはじめとする高額な漁業用資材を経済的に有効に活用するためには、同一の漁船で二人が協働する方がコスト上昇を避けることができること、また労働力が一人から二人になることによって、利用する漁具・漁網数の増加、漁場の広域の利用、船上処理の効率化、操船と漁労作業の分業化等を通じて漁獲金額が大幅に上昇することが通例であることによっている。

もつとも、父親が高齢化して体力が衰えると、父子協働で操業することはかえって生産力を下げてしまう可能性が強い。すなわち、父親の体力の限界によって、操業時間の長さ、出漁できる日数、漁場の距離等が制約されることになり、積極的な操業が困難になるからである。農業であれば、父親の高齢化に対応して父親の労働時間が短縮され、その分だけ子の労働が増加するといった対応が可能であるが、漁船上での作業ではそうした両者の労働分割は不可能である。

したがって体力的な制約が漁獲高に影響することが自覚されると、父親は実質的に引退し、小船で海の穏やかな日にだけ単身で操業したり、陸上作業だけを担当するよ

うになり、子が一人で海上作業を担うことになる。子はその期間を一定続けた後で、次の世代の後継者と父子協働に入るというサイクルがとられるのである。

そこで順調に後継者が確保される場合の漁業就業者の年齢関係についてモデル的に考えてみよう。高校教育がほぼ義務教育化している現在の状況を前提として後継者化の年齢を二〇歳と仮定し、引退年齢を六五歳、父子の年齢差を三〇歳とすれば、次のような推移が想定できる。

父子継承関係のバリエーション
①父子協働期間一五年間のケース
②単身操業一五年間のケース

①父子協働期（一五年間）

子が二〇歳で後継者となり、五〇歳の父と一緒に操業を開始する。この方式で一五年間操業し、父親が六五歳、子が三五歳の時点で父子協働を終了し、父は小船での消極的漁業に移り、子が従来漁船を使用して単身で操業する。

②単身操業期（一五年間）

子が三五歳で単身操業を始めた時点では孫は未だ五歳に過ぎない。この孫が二〇歳で後継者となるまでの一五年間は子が単身操業を継続することになる。子が五〇歳、孫が二〇歳になった時点で孫が後継者になることによって、子と孫による父子協働期に入っていく。

もちろん現実の継承関係はこのように単純なものではなく種々のバリエーションがあるし、それぞれの段階の期間の長短はかなり幅があるであろうが、コアの論理としては、このように押さえることができる。現在存在している自営漁家は、このサイク

ルを成功裏に経過して今日に至っているわけである。

そうであるとするれば、後継者を確保するということは、父の一世代就業期（父母協働、父とその弟の協働でも、同一世代の協働であるから、原理は同じである）が父子の二世代協働期にスムーズに移行することであると言い換えることができる。直系世帯維持の規範意識と、労働市場の未展開という条件の下では、この移行は、特段の努力なしに自然な流れとして行われていたといえる。年金制度が存在せず、老後の生存を可能にするだけの金融資産を労働可能期間中に蓄積することが困難な所得水準の下では、直系世帯が維持されること、換言すれば子の世代が引退後の両親を扶養するという関係が維持されることが、労働能力を失った者が生存するための唯一の方法であったから、直系世帯の維持は子を守るべき規範であり、それゆえにこそ親が蓄積した家業用の資産も生活用の資産も無償で子に譲渡されたのである。

しかし労働市場が発展し、家業を継承することなしに子の生計が可能になり、親の老後生活が本人が蓄積した資産と年金制度等によって可能になれば、子が家業を継ぐことの必要性は弱まり、特定の条件が存在しなければ、その選択は起こらないことになる。もちろん、親の家業についての思い入れ、子供の漁業の好き嫌いといった意識・感情に関わる問題が重要な要因であることは否定できないが、その根底にある経済的な条件は、他産業で雇用されるよりも自営漁業に就いた方がもうかる（少なくとも損にはならない）という経済計算に変化せざるをえなくなる。そこで、この経済計算を

後継者を確保するということは、父子二世代の協働期にスムーズに移行することである

めぐる諸事情について、次節において多少立ち入って検討を加えてみよう。

一 家業継承をめぐる経済計算

1. 変化の諸要因

息子のうちの一人が跡取りとして家業を継ぐという規範とそれにもとづく伝統的な家産の継承関係は、経済の発展にもなって変化を余儀なくされる。高度成長期以降の変化を念頭におくと、以下の事情が重要であろう。

- ①労働市場の発展で家業継承と同様の経済効果が得られる
- ②跡取り同居の要請が緩和された

第一に、労働市場の発展によって、雇用者となっても、家業を継承した場合と同様の（あるいはそれを上回る）経済効果が得られるようになり、家業継承の必要性が相対化される。地方における労働市場の発展と、モータリゼーションによる通勤範囲の拡大の両効果に支えられて、地方において一般産業の雇用労働者になることが容易になる結果、家業を継がなくても親との同居が可能になる道が開けたのである。

第二に、跡取り同居の要請が緩和されてきたこと、あるいは跡取り同居によるマイナス面が顕在化したことである。変化の当初には、一定の年齢で同居することを予定して若年期の一定期間だけ親から離れて就労地に居住する方式が増加していったが、次第に同居までの期間が長期化し、最終的には同居の跡取りが不在になるという変化である。特に就労地において世帯を形成し、都市サラリーマンとして家族生活を営むようになると、妻子をともなって自営漁家の世帯員に転じることは困難にならざるをえなかった。

以上のような二つの要因が相互に原因となり結果となって進行したが、その背景には平均的な沿岸漁業経営において、一般雇用と比較して自営業で得られる所得の相対的不利化が進行したという事実がある。現象的にいえば、機械化・装置化の進展等によってコストが高まってきたこと、輸入品の増加などによって水産物価格の低迷が顕著になったことがその理由であるが、それによって他産業に就くことが所得の水準の面でも、安定性の面でも、望ましい状況になってきたといえる。

2. 経済計算の進展

上記のような推移によって漁家の後継者の減少が進行するにいたったが、後継者を確保できる漁家も存在している。そこでどのような経済計算が後継者確保の可能性に影響するののかについて、いくつかの側面から考えてみよう。

(1) 後継者の参入によっても漁獲金額が変化しない場合

漁業の種類によっては父親一人で操業していても、父子二人になっても、漁獲金額が変化しない場合があり得る。後継者が加わっても養殖漁場の規模が父親一人の時と全く同じ場合、漁船漁業で利用できる網数や漁場範囲が世帯単位で厳しく規制されて

一般雇用と比較し自営業の所得が不利化した

資源管理目的や魚価維持の必要
によって漁獲を増やせない場合
は後継者の参入は起こりにくい

いるような場合である。この場合には、後継者の有無に関わらず家として得られる漁業所得は同一であるから、子は他産業の雇用者となった方が家の総所得は増加するし、子自身が自由にできる所得も得られることになる。それゆえ、資源管理目的や魚価維持の必要によって漁獲努力を増加させる余地がない場合には、後継者の参入は起こりにくいこととなる。

ただし、そのことが漁家としての消滅につながるのか、一定時点での後継者の参入を可能にするのかは、漁業所得の水準に左右されるといえる。表1でモデル的に示しているように、父一人で漁獲金額五〇〇万円、漁業所得三〇〇万円（所得率六〇％）という漁業を営んでいた段階で後継者が入って父子操業に移行したとしよう。ここで漁獲金額に変化がない場合（Aのケース）では、後継者参入による当面の経済効果はゼロであるから、この時点では子は他産業の雇用者となることを選

表1. 父単身操業と父子協働の漁獲金額・漁業所得の比較

		漁獲金額 (万円)	漁業所得 (万円)	所得率 (%)	漁業所得 増加分	
操業モデル	父単身	500	300	60		
	父子協働	A	500	300	60	0
		B	800	480	60	180
		C	1200	600	50	300
漁業センサス (2003年)	経営主単身	323				
	経営主+配偶者	542				
	経営主+後継者	1095				
	経営主+その他	612				

択することが自然であろう。しかし、父親が六五歳、子が三五歳になった時点であれば、父親が引退して失われる三〇〇万円分を子が後継者となることによって入手することができるから、後継者化が選択される可能性があるといえる。その時点で実際に後継者化がなされるか否かは、子がその時点で得ている賃金、漁業の引退時期までの漁業所得の総額と賃金総額の比較の予想が影響するであろう。

以上のように、後継者の参入によっても漁業所得が上昇しない場合には、漁業所得が十分に高い場合のみ、父親の引退間際に後継者の参入が見られるのであって、漁業所得が五〇〇万円止まりであれば、子は雇用者としての仕事を継続し、後継者とはならないといえそうである。

(2) 後継者の参入によって漁獲金額・漁業所得が増加する場合

一般的には、後継者が確保されて労働力が父単身から父子二人に倍増することによって漁獲金額は増加する。それは、体力のある若年労働力が加わることによって、使用網数の増加、操業時間の長時間化、操船と漁労作業の分業化、漁獲と選別作業の分業化等が可能になるからである。また、多数観察される事例によれば、後継者が確保されて経営体の存続が五〇年近くとすることが見通せる（二〇歳で後継者が入れば、彼が六五〜七〇歳になる頃まで経営体が存続することを期待できる）ことによって、長期の借り入れをすることが可能となるから、漁船を初めとした各種の積極的投資が

後継者が確保されて五〇年近く
まで維持できれば後継者は期待
できる

なされ、漁獲能力が大きく高まり得るからである。

表1のBのケースでは、漁獲金額が八〇〇万円に増加し、経費は比例的に増加するだけで所得率に変化がなく、漁業所得が四八〇万円になる。この場合には、後継者が加わったことよって漁業所得は一八〇万円増加することになるので、比較対象としての賃金二〇〇万円との比較で父子それぞれの判断がなされる。家計にとっては短期的に見れば子が賃金を得た方が計算上は有利であるが、賃金の全額を家計に入れさせることは困難であるのに対して、漁業所得はいったんは父の手元に全額入り、そこから息子に一定額を支給することになるので、どちらが有利かはには確定できない。また、いったん他産業に従事した場合、一定時点で家業に戻ることが今日では容易でないので、当面の多少の不利を甘受して、早く後継者になることを希望するかも知れない。子の立場からすれば賃金全額が自分のものになる他産業就職の方が魅力的であるかも知れないので、それに対しては、父親は所得の増加分を越えて、たとえば結婚資金や新居用の貯金を含めて二五〇万円を支給するといった提案をするかも知れない（現実はこの種の親子間の約束事は広範になされている）。

Cのケースは、後継者が加わって長期返済の資金が借りられるようになったという条件を生かして、漁船の規模を拡大したり、新たな漁業種類を追加する投資を行って、漁獲金額を飛躍的に高める場合である。この例では三トンの漁船を五トンに引き上げ、漁獲金額の多い漁法を追加する投資を行うことを想定しているが、こうした投資のた

めに所得率は五〇％に低下し、漁獲金額は七〇〇万円増加したにも関わらず、漁業所得は三〇〇万円しか増加しない。この場合には、後継者参入後の漁業所得の方が子が取得可能な賃金よりも多いから、家計としては子の賃金相当分二〇〇万円をすべて子に渡しても、追加所得が得られることになる。

なお、上記のような金額の設定はそれほど現実離れた想定ではない。表1には漁業従事者（陸上作業だけの者を含む）構成別の漁家の漁獲金額について二〇〇三年の漁業センサスの数値を掲載しているが、それによると経営主一人だけが漁業に従事している世帯の平均は三〇〇万円強である。もともとこの対象漁業者は六〇歳以上の高齢者がその多数を占めているので、五〇歳であればそれよりかなり多く、五〇〇万円程度と想定して良いであろう。他方、経営主に後継者が加わって男子二人を漁業従事者とする漁家では漁獲金額の平均が約一一〇〇万円になっている。後継者を確保できている漁家は多くはないが、確保できた漁家の漁獲金額は単身操業世帯よりも相当に高い——逆にいえば、漁獲金額が相当に上がる見通しがないと、親も子も後継者化を望まない——といえるのである。

(3)より長期的な見通しが考慮される場合

漁業者の現実の判断は、後継者化の時点における短期的な所得比較だけによつてはるわけではなく、より長期的な見通しも考慮している。もちろん、長期的な事情であ

確保できた漁家の漁獲金額は単身操業世帯よりも相当に高い

雇用者化に傾斜する要因と自営漁業の後継者化に傾斜する要因

ればそれだけ予測の確度は曖昧になり、確かな判断材料ではなくなってくるから、一種の気分のようなものに近いが、判断の一項目であることには変わりがない。

この場合、雇用者化に傾斜する要因としては、第一に、年功制賃金カーブによって将来の賃金が就職時点よりも上昇するという見通しである。第二に、自営漁業者には存在しない退職金、漁業者よりかなり高額になる年金等、将来の所得である。第三に、自然産業としての漁業には避けられない所得の激しい変動が雇用者になれば安定化するという見通しである。

他方、自営漁業の後継者化に傾斜する要因としては、第一に、定年なしに体力的条件がある限り所得が得られるという事実、第二に、人に使用されることなく自分の裁量で経営ができるという精神的な満足感である。

これらの長期的要因は不確かな情報にもとづく不確かな予想であるために、短期的判断ほどには決定的な要因とはなっていないが、無視することはできない重みを持っている。

3. 近年における諸変化とその背景

後継者確保をめぐる近年の諸傾向の中で、現象的ではあるが重要と思われる諸点を確認し、その背景・意義について考えておきたい。

(1) 後継者化をめぐる試行錯誤期間の長期化

自営漁業の後継者であっても定着するまでに種々の職業を経験し、居住地を変え、試行錯誤を経た上で後継者化する

学卒時に一生の職業を確定するという単純な職業選択は、今日では減少しており、自営漁業の後継者にあっても定着するまでに種々の職業を経験し、居住地を変え、試行錯誤を経た上で後継者化する者が多くなっている。

同じ傾向は、いったん後継者となった者が定着せずに流出してしまう事例が少なく無いことにも示されている。たとえば、後継者を得て父親が新船建造をしたにも関わらず、子が漁業を嫌って出て行ってしまふといった事例、子が引きこもり状態になって労働力として機能しなくなつてしまつた事例などが知られている。

こうした状況は、一般産業における若年者の雇用条件が急速に悪化して、非正規型雇用が若年者雇用の相当部分を占めるようになった一九九〇年代以降、目立つようになった。いったんは他産業に従事してから自営漁業の後継者になる場合にも、前の職業からの離職の仕方が整理雇など他律的なものであつた場合、一時的に家業に戻っている感覚が長く続く傾向があるように観察される。

不況の影響で漁業後継者が増加したという明瞭な傾向は見られないが、後継者化した者の内では、こうした不完全な形での後継者の割合が増加し、定着率が下がっているように感じられる。このような状況ゆえに、親世代としては後継者が得られても、直ちには新規投資をせずに様子を見る傾向が強くなっている。後継者の減少以上に新船建造数が減少しているのは、そうした事情に関わっているように推定される。

「将来性がない」「所得が低く、不安定」といったイメージがあると後継者が得られない。有望漁業が現れると後継者が増える

(2) 後継者化をめぐるムード（社会的勢い）の影響度の大きさ

自営漁業に対する一般的な見方として「将来性がない」、「所得が低く、不安定」といったイメージが定着している地域では、漁業所得は相当の水準が得られるにも関わらず、後継者が得られない場合があり、逆に、何らかの有望漁業が現れると後継者が増えるというように、期待の増減によって後継者の増減が増幅される傾向が見られる。

たとえば、後継者の多い地域では若年時に過大に後継者が確保された後、徐々にその流出がなされるのに対して、後継者の少ない地域では若年時に後継者となる者が過小であり、その後に入参が続くという事実が知られている。表2によると、佐賀県・長崎県など漁業後継者に当たる若年層の割合が高い県では、同一コーホートの自営漁業者数が逐次減少している（たとえば佐賀県の一九八三年の二〇～二四歳階層の漁業者数の五年ごとの人数は五六〇↓四五二↓三八四↓三一―↓二五一と顕著に減少している）のに対して、後継者世代の割合が低い京都府では四〇歳代まで新規参入が継続していることがわかる（京都府の一九八三年の二〇～二四歳階層の一四人は二〇〇三年の四〇～四四歳時点では二九人に倍増している）。

こうした傾向は、同一漁業地区において漁業の好況時や、有望な新しい漁業種類が導入される前後の時期に、その年代の学卒者が多数後継者化するという経験的事実とも符合している。後継者が集中して現れる卓越年級群的現象と見られるが、これは一種のデモンストレーション効果の存在を示していると見られる。

表2. 男子自営漁業就業者数推移

	佐賀県					長崎県					京都府										
	1983	1988	1993	1998	2003	1983	1988	1993	1998	2003	1983	1988	1993	1998	2003	1983	2003				
男子計	6304	5648	4863	3835	2920	100.0	100.0	19930	17561	15730	13204	11624	100.0	100.0	1424	1339	1309	1069	985	100.0	100.0
15-	215	120	43	35	21	3.4	0.7	323	236	122	68	90	1.6	0.8	6	3	3	4	2	0.4	0.2
20-	560	395	226	147	99	8.9	3.4	821	523	351	225	185	4.1	1.6	14	7	13	5	1	1.0	0.1
25-	542	452	346	199	109	8.6	3.7	1200	754	489	323	248	6.0	2.1	29	17	11	18	10	2.0	1.0
30-	723	471	384	272	164	11.5	5.6	1462	1117	681	435	326	7.3	2.8	55	29	27	10	24	3.9	2.4
35-	568	651	431	311	195	9.0	6.7	1352	1418	1066	640	423	6.8	3.6	75	61	39	27	19	5.3	1.9
40-	581	523	578	342	251	9.2	8.6	1687	1310	1418	1024	623	8.5	5.4	93	77	64	45	29	6.5	2.9
45-	838	536	486	495	263	13.3	9.0	2566	1503	1236	1314	1036	12.9	8.9	165	93	93	69	49	11.6	5.0
50-	879	741	473	389	400	13.9	13.7	3104	2388	1443	1136	1298	15.6	11.2	246	179	113	78	81	17.3	8.2
55-	666	767	652	396	317	10.9	10.9	2734	2898	2310	1320	1151	13.7	9.9	267	263	179	95	79	18.8	8.0
60-	364	558	632	522	300	5.8	10.3	1922	2527	2773	2178	1468	9.6	12.6	155	261	272	167	103	10.9	10.5
65-	348	434	612	727	395	5.5	13.5	2759	2887	3841	4511	1960	13.8	16.9	319	349	491	531	175	22.4	17.8
70-					278		9.5							15.6					217		22.0
75-					128		4.4							8.7					196		19.9

出典：「漁業センサス」

父親は後継者に対し一定額の現金給与を支給する傾向が強い

(3) 親子関係の近代化・個人主義化の傾向の進展

後継者が父親に対して一定額の定期的な現金給付を要求し、あるいは経営主としての処遇を要求する傾向が強まっており、その点で不満が蓄積すると他産業に流出する事例が多い。かつては父親が経営主の位置を譲るまでは後継者は少額の小遣いを受け取る程度であり、「サイフは親が握っている」という状態が一般的であって、自動車等の大きな出費は現物で買ひ与えることが普通であったが、現在は一定の定額給与が支給される傾向が強い。この背景には、親世代とは異なった子世代の現金支出構造があり、家計からは独立した会計単位を求めざるをえないこと、家業においてそれが実現しなければ、他産業に就けばそれが得られるという事情がある。また、後継者が結婚して新世帯を形成した場合には別居する傾向が強まっており、その場合には後継者世帯の家計を維持するために定額給付は不可欠になるといえる。

経営としては一つであっても、父親とは別の漁労体で操業する事例が増加しつつあること、さらには漁獲物の一部について後継者が水揚名義人となること（それによって収入が直接後継者の口座に入金される）等も、後継者の現金所得を確実にする方策として広く行われるようになってきている。

(4) 後継者候補者不在の漁家の増加

後継者の確保の条件を云々する以前に、そもそも後継者の候補者が不在の漁家が極

子供人数の減少という全国的傾向が漁村でも顕著に進行

めて多い。これは同居の跡取り・後継者が確保できずに、高齢漁業者だけの世帯が多くなってきたという高度成長期以降の変化の累積効果によるものであるが、同時に、子供の人数の減少という全国的傾向が漁村においても顕著に進行し、経営者以外の若年男子世帯員が少ない世帯の比率が高くなっているためでもある*。

* 漁業センサス等を活用してその詳細な計量的確認を行った論文として山口昌和「自営漁業就業者の再生産に関する人口学的検討——自営漁業就業者と個人経営体世帯員に関する漁業センサスの分析」東京水産振興会『沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究』二〇〇九年六月、所収、がある。

また漁村に固有な事態ではないが、これまで進行してきた後継者の嫁不足によって、配偶者のいない「最後の後継者」が確実に増加してきたという傾向もみられる。こうした人口学的事情の下では、男子若年世帯員のいる漁家世帯の総てで後継者が確保できたととしても、若年の自営漁業就業者は確実に減少せざるをえないのである。

(5) 学歴向上による家業後継者の忌避の傾向

後継者化事情にとって学歴問題は固有の重要性を持っている。漁村から大学に進学するためには都市在住者とは異なって住居を移さなければならぬ場合が多く（離島・

大学に進学すれば後継者にならないという傾向は、所得額の高い漁業を除いてかなり明瞭

僻村が典型)、そのための現金支出は都市サラリーマン世帯よりもはるかに多額であり、漁家経済の中で相当の比重を占めざるを得ない。この事情は大学進学時点でそれに対応する職業コースを選択することを親に対しても、学生本人に対しても自覚させる。このため、大学に進学すれば後継者にならないという傾向は、特に所得額の高い漁業を除いて、かなり明瞭である。

この場合、注意すべきことは、住居費を含めた大学進学費用を負担できる世帯は、上層漁家に限られているため、学歴向上が自営漁業の後継者確保にマイナスに作用する度合いは、漁業所得の高い漁家階層ほど顕著であるといえることである。

三 後継者確保の実情

1. 統計的観察

(1) 男子・自営漁業者

海上作業に従事している男子・漁業就業者(漁業センサスでは三〇日以上海上作業に従事している者)のうち、雇われている雇用乗組員については五〇～五四歳階層がピークを形成しており、六〇歳を越えた高齢者は引退して、就業者の交替が順調になされていることがわかる。

これに対して自分(ないし同一世帯員)が漁業経営者である男子・自営漁業就業者(海

漁業就業者のうち、雇用乗組員は五〇～五四歳階層がピーク、一方自営漁業就業者は七〇歳代をピークとして若年者ほど少数

上作業に三〇日以上従事し、雇用者としての労働日よりも自営者としての労働日の方が多い者)は、六五歳を越えると引退速度が高まってくるが、高齢者ほど絶対数が多い。表3によれば、最も人数の多い年齢階層は一九九八年は六〇～六四歳と六五～六九歳、二〇〇三年は六五～六九歳と七〇～七四歳、二〇〇八年は七〇～七四歳と七五歳以上であって、五年ごとに五歳階層ずつ上昇してきた結果、今日では七〇歳代をピークとして若年者ほど少数になるという単純な分布を示している。このことは、男子の自営漁業就業者総数に占める若年・壮年の漁業者の構成比が極めて低いことを意味しており、このことが周知の後継者不足という危機感をもたらしているのである。

なおここでは漁業就業者として男子のみを検討しているが、これは現に海上作業に従事している女子が重要でないからではなく、女子の海上作業従事の大半が夫と一緒に従事するタイプであって、女子一人で海上作業に従事する漁業種類は海女漁業のようには特殊なものに限定されているため、後継者化の因果関係を押さえるためには、男子の後継者化の論理を明らかにする必要があるからである。

(2) 後継者とは何か、後継者確保率とは何か

漁業センサスには「後継者」についての調査項目があり、その結果が公表されている。後継者の少なさを確認・強調する際に、しばしばこの数値が使われることがあるので、この点についてまず吟味しておこう。

表3. 自営漁業就業者の男女別・年齢別構成

	1998					2003					2008				
	合計	計	沿岸漁業	漁船	養殖	合計	計	沿岸漁業	漁船	養殖	合計	計	沿岸漁業	漁船	養殖
男	156953	154383	121928	32455	4570	139927	139270	109115	27155	3557	112374	106795	84741	22054	5579
15歳-	845	766	536	230	79	779	734	514	220	45	462	403	260	143	59
20-	2638	2638	897	246	246	2264	2294	1509	785	170	1608	1385	835	550	223
25-	4357	4045	2608	1437	312	3273	3091	2034	1057	182	2388	2128	1343	783	260
30-	5835	5503	3573	1930	332	4477	4241	2860	1381	271	3069	2763	1792	971	306
35-	7968	7567	5205	2362	401	5913	5642	3876	1766	237	4253	3865	2605	1260	388
40-	10276	9807	7141	2666	499	7981	7671	5511	2160	310	5601	5152	3530	1622	449
45-	14774	14156	10694	3462	618	10241	9865	7425	2440	376	7245	6715	4831	1884	530
50-	14330	13814	10544	3270	516	14581	14079	10895	3184	502	9113	8510	6366	2144	603
55-	17068	16628	13027	3601	440	14169	13776	10814	2962	393	13363	12557	9759	2798	806
60-	25887	25372	20469	4903	515	17496	17125	13997	3128	371	13665	13064	10366	2698	601
65-	27255	26831	22990	4241	424	23824	22964	19213	3751	360	14986	14542	12131	2411	444
70-	17641	17466	15005	2461	175	21094	20850	18093	2757	244	18326	17826	15172	2654	500
75-	9833	9790	8795	995	43	14035	13938	12374	1564	97	18295	17885	15751	2134	410
再掲 ～39歳(B)	21889	20519	13663	6856	1370	16906	16002	10793	5209	904	11780	10544	6835	3709	1236
B/A	13.8	13.3	11.2	21.1	30.0	12.1	11.7	9.9	19.2	25.4	10.5	9.9	8.1	16.8	22.2
計(A)	42749	42331	26484	16047	218	35999	35819	22806	13013	180	28679	27975	17436	10539	704
15歳-	36	36	16	20	0	41	41	29	12	0	28	28	14	14	0
20-	174	174	67	107	0	144	143	82	61	1	132	127	64	63	5
25-	511	510	210	300	1	397	395	186	209	2	244	236	105	131	8
30-	1166	1161	523	638	5	746	741	349	392	5	457	437	192	245	20
35-	2166	2158	1057	1101	8	1450	1442	706	736	8	909	874	377	497	35
40-	3304	3274	1664	1610	30	2199	2185	1141	1044	14	1493	1433	686	747	60
45-	5045	5006	2791	2215	39	3193	3176	1694	1482	17	2114	2038	1031	1007	76
50-	5472	5440	3132	2308	32	4812	4777	2792	2025	35	2950	2871	1569	1302	79
55-	7140	7097	4313	2784	43	5008	4977	3015	1962	31	4392	4280	2476	1804	112
60-	7951	7913	5302	2611	38	6224	6195	3997	2198	29	4390	4283	2846	1637	107
65-	5864	5843	4308	1535	21	6194	6175	4427	1748	19	4830	4748	3250	1498	82
70-	2889	2888	1638	638	1	3861	3846	3006	840	15	4151	4060	3018	1042	91
75-	1031	1031	851	180	0	1730	1726	1422	304	4	2589	2560	2008	552	29
再掲 ～39歳(B)	4053	4039	1873	2166	14	2778	2762	1352	1410	16	1770	1702	752	950	68
B/A	9.5	9.5	7.1	13.5	6.4	7.7	7.7	5.9	10.8	8.9	6.2	6.1	4.3	9.0	9.7

出典：「漁業センサス」

後継者とは、経営主以外の世帯員であって、広い意味で漁業に従事しており将来の経営主となることが予定されている者

① 後継者とは何か

漁業センサスで把握されている後継者とは、個人漁業経営体の経営主以外の世帯員であって、広い意味で漁業に従事しており（陸上作業だけに従事していても、雇用者としてでもよい）、将来の経営主となることが予定されている者を言う。二〇〇八年の漁業センサスではこの定義が調査票の回答欄に「後継者とは過去一年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。現在、自家漁業を行っていないにもかかわらず「かまいません」と注記されている。これに対して、二〇〇三年までの漁業センサスでは、世帯員の個々について記入する欄の中で、「過去一年間に漁業に従事した人」（欄の作り方から判断して、自営でも雇われでもよく、陸上作業だけでもよいことがわかるが、明示的にその点が注記されているわけではない）のうちで「自営漁業の後継者」の欄に丸を付ける方式になっているのである。

両者の定義は同一であるが、二〇〇八年の調査票では定義が添え書きされているのに対して、二〇〇三年までのそれでは回答欄の作られ方を子細にみなければ、陸上作業だけでも、雇われ漁業従事だけでも後継者に該当することが理解できず、通常の「後継者」の語感——現に父親と一緒に海上作業に従事している経営者の子——にしたがって回答された可能性が高い。

二〇〇八年の漁業センサスで後継者確保の状況が一挙に改善したような誤った印象を与えている

実際、漁業センサスで把握された「後継者のいる個人漁業経営体」の比率は、表4に示されるように、二〇〇八年に急上昇しており、後継者確保の状況が一挙に改善し

表4. 個人経営体の後継者確保率

		全体	沿岸 漁船	養殖	中小 大規模
1988	個人漁業経営体 a	182164			7179
	後継者あり b	23415			2161
	b/a	12.9			30.1
1993	個人漁業経営体 a	163923	126737	30908	6271
	後継者あり b	22998	12790	7970	2235
	b/a	14.0	10.1	25.8	35.6
1998	個人漁業経営体 a	143194	112004	25509	5681
	後継者あり b	21745	12279	7215	2251
	b/a	15.2	11.0	28.3	39.6
2003	個人漁業経営体 a	125931	99856	21129	4946
	後継者あり b	17651	10201	5665	1785
	b/a	14.0	10.2	26.8	36.1
2008	個人漁業経営体 a	109451	87174	17922	4355
	後継者あり b	19929	12333	5679	1917
	b/a	18.2	14.1	31.7	44.0

出典:「漁業センサス」

たような誤った印象を与えているのである。

定義をこのように明瞭にした理由は、調査票に明確な定義が記されていないかた従来の方式では、記入者が戸惑い、調査員に対して質問が多く出され、調査員としても対応に困った事例が多かったためである。それによって後継者率が不自然に上昇するという結果がもたらされてしまったのである。漁業センサスでは二〇〇三年と二〇〇八年で定義が大きく変更され、数値の連続性が維持できなくなった項目が少なくないが、後継者については定義に変更はないにも関わらず、不連続な数値の変動が生じてしまったのである。

② 後継者確保率は一〇〇%になり得るか

「後継者を確保している漁家は二〇%に過ぎない」といった表現がしばしば使われて、後継者が極めて少ないことが強調されている。しかし、正常であれば後継者率は一〇〇%だと想定しているこの種の言い方は適切ではなく、後継者率は一〇〇%にはなりえないことを明確に認識しておく必要がある。

たとえば父子の年齢間隔を三〇歳とし、高齢者は六五歳で引退するとすれば、子二〇歳と父五〇歳の時点から子三五歳と父六五歳までの一五年間は後継者が存在し得る期間であるのに対して、子の年齢が三五歳から五〇歳までの一五年間は、父親はすでに引退し（引退はしないが、経営者ではなくなっている場合も同様である）、孫は未

「後継者を確保している漁家は二〇%に過ぎない」というが、後継者を確保しうる世代の漁家五〇%のうち四割の漁家に後継者がいると理解しなければならぬ

表5. 個人経営体の14歳以下世帯員数の比重(2008年)

	個人 経営体 a	14歳以下 男世帯員数 b	b/a
全 国	109451	19049	17.4
佐 賀	1996	589	29.5
茨 城	462	123	26.6
福 島	716	186	26.0
福 井	1179	298	25.3
宮 城	3860	921	23.9
岩 手	5204	1201	23.1
愛 知	2404	550	22.9
福 岡	3073	668	21.7
静 岡	2801	587	21.0
山 形	398	82	20.6
大 阪	634	130	20.5
新 潟	2235	449	20.1
青 森	5003	1001	20.0
沖 縄	2768	553	20.0
兵 庫	3195	620	19.4
富 山	331	64	19.3
鳥 取	764	147	19.2
北 海 道	13380	2567	19.2
熊 本	4206	799	19.0
京 都	915	173	18.9
秋 田	894	154	17.2
石 川	2088	356	17.0
長 崎	8534	1454	17.0
神 奈 川	1146	191	16.7
東 京	654	107	16.4
島 根	2205	332	15.1
三 重	4998	746	14.9
愛 媛	4840	699	14.4
和 歌 山	2403	346	14.4
千 葉	3049	424	13.9
岡 山	1489	204	13.7
宮 崎	1216	159	13.1
香 川	1759	222	12.6
徳 島	1780	218	12.2
鹿 児 島	4096	486	11.9
大 分	2852	308	10.8
山 口	4448	438	9.8
広 島	2850	270	9.5
高 知	2626	227	8.6

出典:「漁業センサス」

漁家世帯すべてに後継者になり
得る若年男子がいるわけではな
い

だ就業年齢に達しない期間であるから、後継者として回答できる条件がないことにな
る(一四歳以下の世帯員は将来漁業に就くことが予定されていても、後継者には該当
しない)。したがって、自営漁業就業者が年齢平均的に分布している場合には、す
べての世帯で後継者が確保された場合の後継者確保率は一〇〇%ではなく五〇%とな
るはずであるし、後継者率二〇%という数値は、一〇〇%の漁家のうち二割が後継者
を有していると解釈すべきではなく、後継者を確保しうる世代の漁家五〇%のうち四
割の漁家に後継者がいると理解しなければならない(もちろん現実には自営漁業就業
者の構成は高齢者ほど多いので、その点の修正が必要である)。

③ 子がいて継がないのか、子がいないので継がないのか

先にふれたように、漁家世帯すべてに後継者になり得る若年男子がいるわけではな
い。すなわち、経営主が独身のままである世帯、結婚はしたが子供が生まれなかった
世帯、子供が娘だけの世帯は、いずれも後継者を得ることが原理的に不可能である。
こうした後継者候補となり得る者がいない世帯の比重を表5によって推定してみよ
う。同表によれば、全漁家数に対する一四歳以下の男子世帯員数は全国平均で一七・
四%に過ぎない。これは男子数二人以上の世帯が全くないにしても、約六世帯に一世
帯しか〇〜一四歳の少年が存在しないことを意味している。このことは、二〇〇八年
を起点として五年後から二〇年後(二〇〇八年に〇歳から一四歳までである者が参入

年齢の二〇歳を通過する時点)の一五年間に漁業就業者となり得る人数の上限が全漁家数の六分の一しか存在しないことを意味している。現実には男子が二人以上いる世帯も存在するから、この一五年間に実際に後継者を確保することになる世帯の率はさらに低いはずである。

世帯員構成におけるこうした偏りは、若年の自営漁業就業者が確実に減少を続けてきた累積効果として生じているが、現時点ではこれを与件として現状評価と将来予測をせざるをえないのである。

ちなみに同表によって県別の特徴を見ると、二五～三〇%の構成比を示す四県から一〇%未満の三県まで、かなり大きな差が見られること、高い構成比を示すのはトッポの佐賀県を別にすれば、東北地方太平洋側を代表とする東日本諸県、中位・下位には西日本諸県が多いことが読み取れる。親子間で世帯分離が進行している地域と、直系世帯維持の規範意識が未だ相当程度残っている地域との相違が反映していると解釈されよう。

④ 後継者確保率（漁業センサス）

漁業センサスによる後継者確保率を示す前掲表4を見よう。数値の不自然な二〇〇八年は除外して、二〇〇三年までの推移をみると、後継者確保率はこの間、かなり安定的に推移してきた（下げ止まった）ことがわかる。「後継者あり」世帯の絶対数は

後継者確保率は二〇〇三年までの推移をみるとかなり安定的

漸減傾向を示しているが、それ以上に個人経営体総数の減少が進んでいるために、後継者確保率が維持されているといえる。

また同表で漁業種類別の内訳を見ると、沿岸漁船漁業に比較して養殖業・中小漁業の後継者確保率が顕著に高いことが明瞭である。所得額がそれだけ高いこと、多額の投資を投入してしまっていることが、後継者を確保せざるをえない理由になっているとみられる。

続いてこの後継者確保率を表6によって県別に検討すると、二〇〇八年では茨城県の一三五・九%から島根県の四・八%まで極めて大きなばらつきがあること、地域的には東北地方太平洋岸諸県・北海道を筆頭に分布していることがわかる。

⑤ 後継者世代の構成比

三四歳未満までの各年齢階層では業主よりも家族従業者が多く、三五歳以上では業主の方が多くなっている

国勢調査には自営業就業者を業主と家族従業者に区分している統計がある。これによって漁業の男子の自営就業者数を見ると、三四歳未満までの各年齢階層では業主よりも家族従業者が多く、三五歳以上では業主の方が多くなっている（二〇〇五年の数値では、三〇～三四歳で業主一五八四人、家族従業者二六一九人、三五～三九歳で業主二七八四人、家族従業者二六〇四人である）。このことは三五歳を越えるところ（父親が六五歳前後になるところ）で、子が後継者から業主へその立場を替えていることを意味している。なお、父親から息子への業主の位置の交替には、父親が引退して息

表6. 個人漁業経営体のうち後継者のいる割合

府県別	2003			府県別	2008		
	経営体計 a	後継者あり b	b/a		経営体計 a	後継者あり b	b/a
全国	125931	17651	14.0	全国	109451	19929	18.2
福島	876	254	29.0	茨城	462	166	35.9
茨城	570	156	27.4	福島	716	244	34.1
佐賀	2320	560	24.1	宮城	3860	1241	32.2
青森	5391	1261	23.4	北海道	13380	3919	29.3
宮城	4380	999	22.8	大阪	634	170	26.8
岩手	5106	1159	22.7	青森	5003	1329	26.6
北海道	14857	3354	22.6	佐賀	1996	507	25.4
愛知	2661	546	20.5	京都	915	217	23.7
福岡	3417	673	19.7	広島	2850	667	23.4
神奈川	1270	204	16.1	神奈川	1146	242	21.1
福井	1390	203	14.6	東京	654	138	21.1
兵庫	3574	492	13.8	福岡	3073	642	20.9
徳島	2107	287	13.6	愛知	2404	491	20.4
熊本	5065	687	13.6	岩手	5204	1050	20.2
石川	2307	305	13.2	宮崎	1216	221	18.2
愛媛	6150	769	12.5	富山	331	60	18.1
大阪	685	83	12.1	福井	1179	208	17.6
千葉	3750	450	12.0	新潟	2235	393	17.6
静岡	2991	356	11.9	徳島	1780	297	16.7
宮崎	1418	167	11.8	石川	2088	329	15.8
新潟	2530	290	11.5	兵庫	3195	500	15.6
富山	387	43	11.1	長崎	8534	1328	15.6
香川	2058	219	10.6	愛媛	4840	753	15.6
京都	1020	108	10.6	静岡	2801	431	15.4
三重	6312	668	10.6	山形	398	61	15.3
山形	482	50	10.4	千葉	3049	467	15.3
秋田	909	92	10.1	高知	2626	363	13.8
長崎	10377	1050	10.1	熊本	4206	565	13.4
広島	3240	311	9.6	鹿児島	4096	542	13.2
東京	784	66	8.4	岡山	2403	299	12.4
大分	3374	277	8.2	岡山	1489	185	12.4
岡山	1646	128	7.8	三重	4998	605	12.1
和歌山	2911	225	7.7	香川	1759	194	11.0
高知	3026	219	7.2	大分	2852	308	10.8
鹿児島	4606	305	6.6	秋田	894	81	9.1
沖縄	3184	199	6.3	鳥取	764	61	8.0
山口	5360	295	5.5	沖縄	2768	219	7.9
鳥取	878	48	5.5	山口	4448	331	7.4
島根	2562	93	3.6	島根	2205	105	4.8

出典：「漁業センサス」

地域の漁業のあり方によって後継者確保の度合いが大きく異なる

子が業主になる場合と、父親は漁業就業を継続しているが業主（舵持ち、水揚げ名義人）の位置を体力的に操業の中心となった息子に譲っている場合の両者がある。そこで三四歳未満を、父親の下で家族従業者として操業しているという意味で「後継者世代」とし、六五歳以上を（後継者がいれば経営主の位置を後継者に譲るという意味で）「高齢者世代」とすることが可能である。

次に、同じ国勢調査によって自営漁業の海上作業に現に従事しているという通常イメージされる「後継者」について、その確保率を推計してみよう。男子自営漁業就業者の参入は期首における二五〜二九歳階層以降ではほとんど起こっていないこと（前掲表3参照）、先にふれたように三五歳以降に経営主への交替が起こることを考慮して、二五〜三四歳の一〇歳幅に入る者を後継者世代とし、これに三〇歳の年齢差をもつてその父親が存在すると仮定して、自営漁業就業者の父子の人数比を求め、これを後継者確保率としてみた（表7参照）。ただし漁村にはかなり早期に結婚する者も多いため、父子の年齢差が二五歳幅である場合も併記してみた（同表では、三〇歳間隔で算出した後継者世代確保率の高い順に県別に配列している）。

これによると、漁家総数の四〜五割が後継者を得ている県（四〇％以上の県は大阪、北海道、沖縄、兵庫）が一方に存在し、その対局には一割前後しか後継者を確保していない県があり（二五％未満の県は秋田・山形・島根・山口・京都・千葉）、両者の差が極めて大きいことがわかる。地域の漁業のあり方によって後継者確保の度合いが

表7. 男子自営漁業就業者の後継者世代確保率（2005年）

	30歳間隔			25歳間隔		
	25-34歳 a	55-64歳 b	a/b	25-34歳 c	50-59歳 d	c/d
全国	7280	25737	28.3	7280	24288	30.0
大阪	65	132	49.2	65	124	52.4
北海道	1536	3433	44.7	1536	3778	40.7
沖縄	212	483	43.9	212	680	31.2
兵庫	368	884	41.6	368	817	45.0
愛知	315	801	39.3	315	688	45.8
青森	409	1095	37.4	409	1158	35.3
神奈川	76	204	37.3	76	161	47.2
佐賀	247	668	37.0	247	760	32.5
茨城	65	193	33.7	65	187	34.8
愛媛	394	1210	32.6	394	1229	32.1
福島	72	224	32.1	72	247	29.1
福岡	304	987	30.8	304	929	32.7
宮城	303	999	30.3	303	885	34.2
鹿児島	186	657	28.3	186	661	28.1
岡山	70	248	28.2	70	209	33.5
福井	41	152	27.0	41	143	28.7
富山	20	75	26.7	20	55	36.4
静岡	128	482	26.6	128	431	29.7
熊本	262	1004	26.1	262	942	27.8
和歌山	128	492	26.0	128	401	31.9
広島	126	521	24.2	126	425	29.6
東京	31	129	24.0	31	134	23.1
長崎	475	1997	23.8	475	1992	23.8
香川	92	399	23.1	92	358	25.7
宮崎	83	370	22.4	83	376	22.1
岩手	190	961	19.8	190	878	21.6
徳島	101	528	19.1	101	463	21.8
石川	58	313	18.5	58	258	22.5
鳥取	28	157	17.8	28	110	25.5
新潟	48	273	17.6	48	223	21.5
高知	130	748	17.4	130	690	18.8
三重	194	1127	17.2	194	821	23.6
大分	142	845	16.8	142	748	19.0
千葉	135	953	14.2	135	697	19.4
京都	13	93	14.0	13	82	15.9
山口	151	1121	13.5	151	899	16.8
島根	61	493	12.4	61	414	14.7
山形	12	114	10.5	12	105	11.4
秋田	9	172	5.2	9	130	6.9

出典：「国勢調査結果報告」

注：全国合計は表示してある都道府県の合計であって、漁業センサスで海面漁業経営体の調査対象となっている都道府県である（内陸県は含まない）。

大きく異なっていることが明らかであり、この根拠の検討が今後の課題として残されている。

⑥年齢階層別の漁業階層移動

漁船漁業の使用総トン数階層および定置・養殖の別に、自営漁業就業者の年齢別の構成を検討してみよう。

表8は、一九九八年と二〇〇三年の同一コーホートの構成比変動がわかるように表示しているが（二〇〇八年は自営漁業就業者の定義が変更されて二〇〇三年と連続しないので採用していない）、若年者ほど相対的に経営規模が大きいと思われる漁業種類に従事していることが明らかであり、定置、養殖、五トントン、一〇トン以上階層で若年者の割合が高い。特に三〇歳代までの男子・自営漁業就業者のほぼ三割前後が養殖業を主たる漁業種類としているのに対して、年齢が上昇するにつれてその比率が顕著に低下している事実が注目される。また、各年齢階層で最も構成比の高い規模階層等を見ると、二〇〇三年では四〇〜四四歳以下が養殖業、四五〜六四歳以下が漁船漁業三トントン層、六五歳以上が一トン未満層となっている。相対的に規模が大きく、漁業所得の高い漁業種類において若年者が後継者化している事実が、明らかに示されているといえよう。

つきに同じ表8によって、この五年間における自営漁業就業者数の経営体階層規模

若年者ほど相対的に経営規模が大きいと思われる漁業種類に従事している

表8. 男子・自営漁業就業者の経営体階層別の人数

		実数									
		計	非使用 無動力	1ト 未満	1-3.	3-5.	5-10.	定置等	養殖	中小等	
実数	計	1998 計	165529	2980	36716	27730	36378	14118	5728	33792	8087
		2003 計	145582	2707	33051	23525	32631	13166	5132	28285	7085
	1	1998 15-	915	1	113	62	188	137	42	249	123
		2003 20-	2681	28	308	129	504	401	132	832	347
	2	1998 20-	3132	16	371	150	621	435	150	951	438
		2003 25-	3553	47	462	203	676	489	162	1107	407
	3	1998 25-	4678	44	520	267	958	664	208	1484	533
		2003 30-	4846	68	643	318	1066	693	187	1423	448
	4	1998 30-	6303	61	767	459	1322	850	247	2022	575
		2003 35-	6409	77	895	500	1415	875	258	1845	544
	5	1998 35-	8582	114	1253	689	1962	1094	328	2481	661
		2003 40-	8575	131	1333	727	2002	1150	342	2281	609
	6	1998 40-	10953	195	1876	1038	2579	1291	407	2789	778
		2003 45-	10858	209	2021	1058	2585	1307	404	2567	707
	7	1998 45-	15595	305	2985	1705	3764	1674	560	3604	998
		2003 50-	15374	309	3051	1820	3727	1727	521	3297	922
	8	1998 50-	15052	321	2855	2069	3646	1409	506	3399	847
		2003 55-	14817	296	2998	2181	3629	1404	499	3051	759
	9	1998 55-	17823	329	3497	2742	4594	1584	545	3772	760
		2003 60-	18132	374	4059	3175	4622	1483	521	3248	650
	10	1998 60-	26787	418	5760	5024	6631	2106	826	5087	935
		2003 65-	23952	418	5863	4784	5731	1711	770	3903	772
11	1998 65-	27929	500	7226	6287	6082	1740	899	4378	817	
	2003 70-	21417	393	6192	5025	4514	1216	739	2819	519	
構成比	計	1998 男子計	100.0	1.8	22.2	16.8	22.0	8.5	3.5	20.4	4.9
		2003 男子計	100.0	1.9	22.7	16.2	22.4	9.0	3.5	19.4	4.9
	1	1998 15-	100.0	0.1	12.3	6.8	20.5	15.0	4.6	27.2	13.4
		2003 20-	100.0	1.0	11.5	4.8	18.8	15.0	4.9	31.0	12.9
	2	1998 20-	100.0	0.5	11.8	4.8	19.8	13.9	4.8	30.4	14.0
		2003 25-	100.0	1.3	13.0	5.7	19.0	13.8	4.6	31.2	11.5
	3	1998 25-	100.0	0.9	11.1	5.7	20.5	14.2	4.4	31.7	11.4
		2003 30-	100.0	1.4	13.3	6.6	22.0	14.3	3.9	29.4	9.2
	4	1998 30-	100.0	1.0	12.2	7.3	21.0	13.5	3.9	32.1	9.1
		2003 35-	100.0	1.2	14.0	7.8	22.1	13.7	4.0	28.8	8.5
	5	1998 35-	100.0	1.3	14.6	8.0	22.9	12.7	3.8	28.9	7.7
		2003 40-	100.0	1.5	15.5	8.5	23.3	13.4	4.0	26.6	7.1
	6	1998 40-	100.0	1.8	17.1	9.5	23.5	11.8	3.7	25.5	7.1
		2003 45-	100.0	1.9	18.6	9.7	23.8	12.0	3.7	23.6	6.5
	7	1998 45-	100.0	2.0	19.1	10.9	24.1	10.7	3.6	23.1	6.4
		2003 50-	100.0	2.0	19.8	11.8	24.2	11.2	3.4	21.4	6.0
	8	1998 50-	100.0	2.1	19.0	13.7	24.2	9.4	3.4	22.6	5.6
		2003 55-	100.0	2.0	20.2	14.7	24.5	9.5	3.4	20.6	5.1
	9	1998 55-	100.0	1.8	19.6	15.4	25.8	8.9	3.1	21.2	4.3
		2003 60-	100.0	2.1	22.4	17.5	25.5	8.2	2.9	17.9	3.6
	10	1998 60-	100.0	1.6	21.5	18.8	24.8	7.9	3.1	19.0	3.5
		2003 65-	100.0	1.7	24.5	20.0	23.9	7.1	3.2	16.3	3.2
11	1998 65-	100.0	1.8	25.9	22.5	21.8	6.2	3.2	15.7	2.9	
	2003 70-	100.0	1.8	28.9	23.5	21.1	5.7	3.5	13.2	2.4	

出典:「漁業センサス」

注: 本表の数値には雇われ漁業従事日数が自営漁業従事日数より多い者も含むため、表3の数値より多くなっている。

中小漁業階層は全年齢コーホートにおいて構成比を落としていく点で共通、その縮小の顕著さがわかる

別の動向について検討してみよう。これによると、第一に、総数で増加している年齢階層は期首の三〇〜三四歳階層までの若年層(表の1〜4のグループ)と、期首の五〜五九歳階層(表の8のグループ)の二つであることがわかる。前者は後継者化にともなう就業者数の増加が三〇歳代まで継続していることを示しているのに対して、後者は一般産業の勤め人等を引退した後に自営漁業就業者となった者が相当数存在したことの結果であろう。

第二に、各年齢コーホート別に五年間の経営体階層構成比の推移を見ると、中小漁業階層は全年齢コーホートにおいて構成比を落としている点で共通しており、その縮小の顕著さがわかる。また、養殖業で構成比を高めているのは期首の二〇〜二四歳までに過ぎず、それ以上の全年齢コーホートで構成比を縮小させている。資本投下規模の大きなこの二階層の就業者構成比の圧縮分が漁船漁業の一〇トン未満各階層の増加となつて現れている。三〜五トン層および五〜一〇トン層では期首の五〇〜五四歳階層まで構成比が上昇していること、非使用・無動力船のみ層から三〜五トン層までは、ほぼ全年齢階層で構成比が上昇していることがわかる。したがって、三〇歳代までの若年層の後継者化の中には、沿岸漁業の中堅・上層部分への参入が見られること、とはいえそれが下位階層の構成比の減少をともなうほどの力強い階層上昇の動きになっているわけではないことが確認できよう。

表9. 後継者確保率の高い市町村

2003年					2008年				
県	市町村	個人 経営体 a	自営の 後継者有 b	b/a	県	市町村	個人 経営体 a	自営の 後継者有 b	b/a
北海道	砂原町	184	100	55.6	北海道	別海町	281	184	65.5
北海道	森町	258	128	49.6	北海道	長万部町	100	58	58.0
北海道	根室市	834	410	40.2	北海道	根室市	724	391	54.0
北海道	釧路町	215	99	46.0	北海道	釧路町	207	108	52.2
佐賀	川副町	352	159	45.2	北海道	八雲町	320	164	51.3
北海道	八雲町	341	153	44.9	北海道	森町	424	204	48.1
北海道	別海町	278	122	43.9	北海道	湧別町	169	81	47.9
北海道	湧別町	169	70	41.4	徳島	小松島市	128	61	47.7
福岡	大和町	413	163	39.5	北海道	枝幸町	197	93	47.2
宮城	歌津町	298	111	37.2	鹿児島	長島町	414	192	46.4
鹿児島	東町	387	138	35.7	北海道	白糠町	107	49	45.8
徳島	小松島市	159	55	34.6	広島	廿日市市	145	64	44.1
北海道	常呂町	130	44	33.8	北海道	北見市	118	52	44.1
岩手	大船渡市	963	316	32.8	北海道	羅臼町	296	126	42.6
青森	平内町	628	206	32.8	福島	相馬市	323	136	42.1
佐賀	芦刈町	104	34	32.7	宮城	南三陸町	601	252	41.9
北海道	羅臼町	323	104	32.2	宮城	東松島市	202	84	41.6
青森	横浜町	115	37	32.2	北海道	雄武町	111	46	41.4
北海道	枝幸町	210	66	31.4	福岡	大川市	112	46	41.1
宮城	牡鹿町	480	149	31.0	長崎	諫早市	267	109	40.8
宮城	鳴瀬町	172	53	30.8	青森	野辺地町	111	45	40.5
愛媛	津島町	537	164	30.5	佐賀	佐賀市	500	191	38.2
北海道	鹿部町	366	111	30.3	北海道	浜中町	514	193	37.5
福島	相馬市	390	117	30.0	京都	舞鶴市	264	99	37.5
					宮城	女川町	383	143	37.3
					宮城	本吉町	148	53	35.8
					青森	平内町	600	211	35.2
					広島	福山市	364	128	35.2
					北海道	えりも町	623	218	35.0
					福井	小浜市	152	53	34.9
					北海道	白老町	143	48	33.6
					青森	横浜町	105	35	33.3
					北海道	広尾町	164	54	32.9
					宮城	気仙沼市	751	245	32.6
					佐賀	太良町	181	58	32.0
					北海道	釧路市	160	51	31.9
					福岡	柳川市	821	257	31.3
					青森	青森市	205	64	31.2
					岩手	大船渡市	861	266	30.9
					愛知	南知多町	810	244	30.1

出典:「漁業センサス」

注:経営体数100以上の市町村で後継者確保率が30%以上である全市町村を示す。

北海道・東北太平洋岸を中心に
家族経営の盛んな地域に後継者
が集中している

2. 後継者確保の成功事例

全国で多くの後継者が確保されている優良漁村が知られている。どのような条件があれば、後継者が得られるのかを考えるために、そうした地域の実態について若干の検討を試みたい。

表9は、漁業センサスにおいて「後継者あり」と回答したものが個人漁業経営体総数の三〇%以上を占めている市町村のうち、総経営体数が一〇〇を超える地域を上位から並べたものである。これによると二〇〇三年には二四市町村がこれに該当しているが、その内訳は北海道二一、青森二、岩手一、宮城三、福島一であって、北海道・東北で一七(七二%)を占め、他は散発的に存在するだけであることがわかる。二〇〇八年についても四〇市町村のうち北海道一七、青森四、岩手一、宮城五、福島一であって北海道・東北で二八(七〇%)であり、他には福岡二、長崎一、佐賀二、鹿児島一など、九州が続いている。

漁業センサスにおける「後継者」統計には先にふれたような定義上の問題があるが、北海道・東北太平洋岸を中心として家族経営の盛んな地域に後継者が集中していることが確認できる。ちなみに後継者の多いこれらの市町村の大半が東日本大震災の被災地であり、漁業経営の復旧が危ぶまれている地域に含まれていることは、今後の日本漁業にとって極めて重大であると思われる。

続いて後継者の多い漁業地区のタイプについて、各種の実態調査報告等を念頭にお

きながら整理してみたい。共通しているのは、漁業所得の高い地域で後継者が多いという当たり前の傾向であるが、優良な就業機会の乏しい地域では漁業所得がそれほど高くなくても後継者確保率が高くなる傾向がある。表9に記載されている市町村の大半が、産業集積のみられる都市部から遠く離れた地域であることはこの関係を示唆しているといえよう。

相対的に余裕が生じた漁場を、他産業に従事する条件のなかった離島側が積極的に活用して後継者を増加させている。兵庫県
の坊勢島など

その上で、後継者が多い地域を例示的に挙げてみよう。一つは、北海道の東海岸のホタテガイ養殖・サケ定置網地帯である。今一つの事例は、半島の突端や離島である。これは人口稠密な地域から遠方に位置していることよって海洋の自然条件が良好に維持されていること、都市的地域に比較して操業できる漁場範囲が広範にわたることといった利点に支えられている。また、瀬戸内海や愛知県等の離島では、同じ漁場を競合的に使っていた本土側の漁協地区が、都市化の波によつて後継者を減少させ、漁業経営体数が減少した結果、相対的に余裕が生じた漁場を、他産業に従事する条件のなかった離島側が積極的に活用して後継者を増加させている。その典型といえる兵庫県の坊勢島^{ぼうぜ}では、本土側で操業隻数が減少した小型底引網、船びき網等の漁業許可を集中し、漁船数を増加させてきたことが知られている*。

* 兵庫県坊勢島における漁業の推移と後継者確保の実情については、加瀬和俊「瀬戸内海離島における後継者確保事情——兵庫県坊勢島の実情」(東京水産振興会「沿

岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究 平成二〇年度事業報告」二〇〇九年六月、所収)を参照されたい。

このように一定の条件の下で、地域内の後継者が他地域に比較して相当顕著に集積している地域があることがわかるが、それらの各漁業地区には後継者化を可能にするそれぞれ固有の経済的条件が存在することが指摘できるのである。

四 非後継者型の新規参入の意義と限界

漁業後継者の減少傾向は一九七〇年代以降顕著になってきたが、その対策として一九八〇年代以降、漁業外から積極的に漁業就業者を受け入れようとする動きが生じてきた。本節では、こうした漁業外からの漁業への参入が自営漁業の担い手のあり方などのような影響を与え得るのか、端的にいえば、自営漁業の担い手の減少がこれによつて解消されるのか否か、さらには新たな問題を生むことがないのかといった諸点について検討してみたい。

1. 新規参入の二タイプ

漁業外から漁業への新規参入者には大別して二つのタイプがある

漁業外から漁業への新規参入者には大別して二つのタイプがある。第一は雇用者と

第一のタイプは拠点の漁港地域の周辺から得られなくなり、地元以外から意図的にリクルートするもの。第二のタイプは、地元外・漁業外の人々が最初か自営漁業者として参入するもの

しての参入であり、企業的漁業の求人活動に応じる形で雇用者となるものである。自営漁業にせよ、雇乗組員にせよ、漁業に従事している者がいない世帯の世帯員が雇われ漁業就業者になる事例は、漁業根拠地周辺の地域では以前から豊富に存在していたから、このタイプは決して新しい存在ではない。

新しい点は、沖合漁業・遠洋漁業を中心に雇用されていた乗組員が、伝統的なその調達地である拠点の漁港地域の周辺からは得られなくなり、その不足を補うために地元以外の就業希望者、特に都市労働者をよめたがっている者を意図的にリクルート対象とするようになったことである。

これに対して第二のタイプは、地元外・漁業外の人々が最初から自営漁業者として参入しようとするタイプである。この種の新規参入も、以前から存在しなかったわけではない。

行政的支援策が作られる以前から、自力で漁業者として定着した人々としては、雇乗組員から自営漁業者に転じた者、釣り客・サーファー・ダイバー等として当該漁村になじんでいた者が釣り船経営者やダイビング・インストラクター等の紹介で漁協の准組員となり、一定期間後に正組員となって自営漁業者化したケースなどがあった。このタイプは人数的には多くはなかったが、海の好きな地域外出身者が熱心にアプローチして成功した事例であって、例外的存在というものではなかった。

一方、一九九〇年代以降、後継者が減少し、水揚高が確実に減少し始めた漁協や地方自治体を中心となって、自営漁業就業希望者を受け入れ、定着させようとする動きが本格化した。

この点で最も熱心な県の一つである鳥取県の場合、県が実施主体となって次のような仕組みで事業を行っている。二〇一〇年度の仕組みでは、対象者は五〇歳未満で、研修終了後一年以内に県内で沿岸漁業に従事する意思を持つ者であり、指導漁業者（研修先の漁業者）による研修を最大三年間実施する。この間、生活費月額一五万円を貸付けるが、着業して六年を経過すれば半額が返済免除、一〇年を経過すれば全額免除となる*。

この制度が円滑に進行しているのは、関係者それぞれにとって参加するメリットが明瞭であるからである。参入希望者にとっては、研修の機会を与えられることはもちろん、月額一五万円の生活費が貸与されること、住宅の斡旋等の支援が与えられることなどが大きなメリットである。また、研修を担当する漁業者にとっては、研修のための指導費として一定額の給付があること、研修の意味を兼ねながら、無償の労働力を自己の経営のために使用して漁獲量を増加させることがメリットとなる。さらに漁協にとっては、組員を増加させて地区内水揚高の増加につなげるとともに、地元の組員世帯を刺激して後継者化を促す効果が期待されている。また県行政にとっては、対象人数は少ないにしても、沿岸漁業振興策の一環として直接的効果が期待できる。さらに市町村行政にとっては、過疎地における人口増加策（住民数を基準とする

鳥取県が主体となって行う仕組み。①対象者五〇歳未満②研修を最大三年間③生活費月一五万円貸与。六年経過すれば半額免除、一〇年全額免除

地方交付税の増額にも直結する」としての効果が大きい。

* 二〇一〇年度の制度の実態については、全国漁業就業確保育成センターのホームページによる。なお、時期はそれよりずっと古いですが、同県の淀江漁協における同制度の運用実態について、沿岸漁業就業確保育成センター・全国漁業協同組合連合会『沿岸漁業就業確保育成実態調査報告書Ⅱ』（一九九八年三月）所収の加瀬和俊「鳥取県淀江漁協の事例」（三二～四二頁）参照。

行政の支援策がない場合は新規参入者に拒否的になりやすい。「よそ者」に対する抵抗感など

こうした行政の支援策がない場合、漁業者・漁協の対応は新規参入希望者に対して拒否的になりやすい。その理由は、一般的にいえば「よそ者」が自分達の漁場を利用することに対する抵抗感であり、資源問題・漁場問題を抱えている地域では、特にその点が問題になる。また、新規参入者が地元の漁業者となじまずにトラブルを起こした場合に、その苦情と解決責任が漁協や関係する漁業者に持ち込まれる可能性が高いことも影響している。

このような抵抗が生じることが通常であるから、こうした支援制度を軌道に乗せるための努力は貴重であるが、それが軌道に乗っている事例においては、ここに見たように、関係者のそれぞれがそれなりのメリットを得て、制度の安定的運営に成功しているといえる。

とはいえ、雇用乗組員のリクルート策とは異なって、自営漁業者としての新規参入希望者への支援は、行政的な支え無しには安定的に進展することは困難であると思われる。

2. 新規参入の根拠——後継者難との併存の意味

都市の勤め人の一部が自営漁業者に転じることを選択する根拠は何であろうか。「漁業（海）が好きだから」といった主観的事情はもちろん必要条件であるが、一定数の参入希望者が毎年途切れずに現れる背景には、より客観的な要因が存在していると考えられる。しかもそうした参入希望者の存在が、漁家子弟の多数派が後継者化を忌避している同じ漁業経営環境の下で生じているのであるから、その理由の解明は重要である。

この点では、新規参入希望者にとって、従来の都市部における労働に対する幻滅があろう。すなわち、都市部における非正規型労働、あるいは正規職ではあっても長時間拘束で不安定な労働条件の下におかれている者が増加しており、そこから離脱して余裕のある労働をしたいと願う者が多いという現実がある。この場合、その対価としての所得の低下については従来の都市生活・労働に対する不満・幻滅が大きいほど、新たな要求水準は低くてすむことになろう。そもそも自営漁業でどの程度の水揚金額が得られるのかについて具体的なイメージは事前には持てないのであるから、「がん

新規参入者が毎年現れる背景①
従来の都市部労働に対する幻滅②
不安定な労働条件③
「がんばれば所得が増えるだろう」「二〜三年経てば生活できるだろうになる」と漠然とした期待など

ばれば所得は増えるだろう」「二～三年たてば生活できるようになるだろう」といった漠然とした期待に支えられて参入希望を持つものが大半である。

新規参入希望者は、収入が低下することは覚悟の上で、より人間らしい生活とやりがいのある仕事を求めている。この場合、比較されているのは当該時点における生活費と収入の関係であって、漁村に移ることによる生活費の低下（と想定されている）に見合う程度の収入の低下は容認されていると解釈できる。安価な居住空間を行政が用意してくれるといった条件が加われば、想定される必要生活費はさらに低下可能である。この段階においては、将来に必要な子供の教育費、老親の扶養費、自身の老後生活のための年金や蓄え等は考慮されていない。

漁家子弟の場合は、家計事情だけでなく教育費、療養経費、老後生活等を考え他産業に向かいやすい

これに対して漁家子弟の場合には、地域の中での各世代の生活に接しているので、夫婦二人だけで自営漁業に就業している場合の家計事情だけではなく、子供が上級学校に通う場合の教育費、病気になった場合の療養経費、病気になればすぐに収入が途絶えてしまうという現実、低い年金しか得られない老後生活等について、地域の事例にもとづいて具体的な感触を有している。このため、現時点だけではなく生涯を通しての家計事情を考慮した場合、漁業後継者となることが適切な選択ではないとして他産業に就業することになりやすいのである。

このように、自営漁業から同じような水準の所得が得られる場合にも、新規参入者はその時点における都市労働者としての生活と対比して、自営漁業従事を肯定的に捉えているのに対して、漁家子弟はライフコースの全体にわたって期待する生活レベルが維持できるか否かを判定基準として否定的に捉えている傾向が強く、結果的に異なった決断が導かれやすいとみられる。

そうであるとするれば、一旦は満足して自営漁業者となる道を選択した者の中から、ほどなくして漁村を離れ、再び都市労働者となる道を選択する者が現れることも不思議ではない。それは漁村における生活を続ける中で、多様なライフサイクル段階に位置する漁業者に接し、その生活状況を知るにつれて、参入当時の肯定的判断を修正せざるを得なくなる結果であろう。こうした事情から判断すれば、漁業外から自営漁業への新規参入が一定の成果を上げることができても、その将来見通しは決して安定したものではないといわなければならない。

新規参入が一定の成果を上げてても将来見通しは決して安定していない

3. 新規参入支援の必要性とその境界

新規参入支援の施策は、すでに相当の実績を上げており、その意義は大きい。漁業者の高齢化・減少の下で漁場に余裕が生じているにも関わらず、地元漁業者が新規参入希望者を阻止する方向に傾斜しやすいことに対して、極めて有効な対処策であると評価できる。その意味で、行政と漁協が連携して、資源と漁場の余裕度を勘案し、漁業地区ごとに参入可能な操業者数・隻数の目安についての情報を常時提供するなど、新規参入希望者にとって一層利用しやすい施策となることが望まれている。

行政と漁協が連携して、資源と漁場の余裕度を勘案するなど参入者に利用しやすい施策が必要

とはいえ、このルートによる新規参入には、先に見たような大きな限界があるのであって、決して安定的なものとは言いがたく、その成果を後継者問題打開の切り札として評価することはできない。後継者が多く確保されるような自営漁業の経営状況の下でのみ、新規参入者の定着も可能になるのであって、そのためには、漁家が後継者を確保できるような経営的条件作りが何よりも重要であるといわなければならない。

五 展望

1. 漁業者減少の影響の見直し

沿岸漁業・養殖業の担い手は今後どのように推移し、どのような施策が有効になるのであろうか。ここでは、本稿の検討から概括的に導き得る大まかな見直しについてふれておきたい。

- 残存する漁業者の総漁獲量が減少しないよう柔軟な変動を考へる
- (1) 漁業者数が減少すると比例的に漁獲量も減少する場合と、残存する漁業者の漁獲量が増大して総漁獲量は減少しない場合とがあり得るが、漁獲方法を柔軟に変動させ得る場合には、後者の関係が成立しやすいと考へられる。コストを満たし得る需要が存在するのであれば、後者を目標とすることは合理的な方針とみなされる。
 - (2) より少ない漁業者数・労働量によって従来と同様の漁獲量が上げられることになった場合、それがコストの低下を通じて単価の下落をもたらし、漁獲金額が低下する

(利益を消費者が獲得する) か、価格を維持して残存漁業者の所得の向上につながる(利益を生産者が獲得する) かは、一義的には定まらず、条件によってどちらの場合もあり得る。漁業経営の立場からいえば、漁船・資材類の正常な更新が可能になるところまで、漁業者の所得回復が図れるように、魚価の維持が期待されることろである。

(3) 経営体減少による漁場の余裕分を、既存漁業者の漁場利用規模拡大に振り向けるか、新規参入者の増加に振り向けるかは、それぞれの要望がどの程度存在するのかによって定まるであろう。基本的には、地域漁業の実態について豊富な情報と経験を持ち、かつ他産業への転換が困難な既存漁業者の要望を相対的に重視して、全体の調整をはかる必要があると考へられる。

2. 後継者確保促進的な漁場利用方式

本稿での検討結果によれば、父親一代で操業していた段階から父子二世代の操業に移行する際に、子が他産業に従事して入手する賃金に劣らないだけの漁業所得の増加があれば、後継者確保の可能性は大きく高まると言える。このためには、後継者の参入によって漁獲高が順調に高まるように操業内容が変化できることが望ましい。

では、後継者参入にともなう漁獲金額増加の努力は、現実にはどのようになされていくのであろうか。

後継者の参入によって漁獲高が順調に高まるように操業内容が変化できることが望ましい

(1) 労働密度の強化：従来の漁業種類、設備投資水準を大きく変更することはしないが、労働力構成が強化された成果を労働密度の強化によって漁獲金額上昇につなげようとする方向である。操船と漁獲作業の分業化、漁獲物選別作業の徹底、操業時間の長期化、出漁日数の増加等がこれに含まれる。

(2) 設備投資：後継者が得られた時点で漁船を新造する、漁業機器類を充実させる、漁具・漁網を増加させる等の措置をはかり、操業内容をより積極化させる方式である。

(3) 新規漁業の着業：従来は操業していなかった新しい漁業種類を加える。たとえば底引網漁業の休漁期に適した漁業を加えたり、小型の漁獲物の蓄養を行ったり、漁船新造の際に新たな漁業用の設備を加えたりするものである。

こうした漁家世帯の操業内容の積極化は、ある程度までは漁家の自己努力によって可能である。しかし一定の程度を越えると、個々の漁家世帯の判断を越えた地域内の漁場利用のあり方の問題となる。資源管理・漁場調整の制約の下で、後継者を確保する世代の漁業者に限定して選別的に、漁場利用の条件緩和を図る必要性がここで問題になってくるのである。

「漁利の均霑」を実現するため
の理念として組合員間の平等主
義などについて考える以下三つ
の内容

そこで漁協ごとになされている、組合員に対する漁業権行使の方式を、養殖業を念頭において整理してみると、以下のようないくつかのタイプが存在することがわかる。これは「漁利の均霑」を実現するための理念としての組合員間の平等主義を、何を基準にして実現するのかについての考え方の相違にもとづくものである。

(1) 世帯間平等型：世帯単位に平等になるように漁場行使を認める方式である。養殖いけすが地区内に一〇〇だけある場合に、二〇世帯のそれぞれに五つずついけすを配分するという単純な方式である。この方式は、後継者確保を促す効果はなく、父子協働期には父単身期に比較して労働が楽になるという効果が得られるだけである。

(2) 保有労働力間平等型：世帯間の平等主義を修正して、保有労働力間の平等主義を原理とする方式であり、配分漁場の規模を保有労働力数（主として海上作業を行う男子労働力数）に合わせる方式がこれである。その程度は種々であり、父子協働期の世帯には単身操業期の世帯の配分漁場規模に比較して、二割増し程度の場合から二倍まで、漁場の余裕に応じて種々である。

(3) 実績尊重主義型：いけす数の平等は目指さずに、早くからその養殖業を行っていた者が多くの漁場を使用し、漁場が拡張するにつれて希望者に漁場を追加的に配分していくといった方式であり、先発者は漁場規模を減らされることはなく、後発者ほど規模が小さいというタイプである。これは平等主義の対局にあるように見えるが、当事者達の認識においては、苦勞（ないし投下資本）を基準にした平等主義として理解されている。すなわち、先発者は当該地域の漁場条件にみあった技術を開発・定着させるために相当の期間にわたって労力と資本を投入しているのだから、それを回収できなければならぬのに対して、そうした養殖技術が確定した後で参入し、試行錯誤段階でのコストを負担する必要のなかった者は養殖規模が小さくても採算

がとれるという考え方である。

世帯の保有労働力を基準にした漁物配分、労働力の保有量に比例した漁場配分方式をとることが後継者確保の面で最も適合的

以上のような漁場利用の方式の中では、世帯の保有労働力を基準にした漁場配分、そのうちでも二人の労働力を保有している漁家には一人の漁家の二倍を配分するように労働力の保有量に比例的な漁場配分方式をとることが、後継者確保の面では最も適合的であるといえる。今後は、その方向に向けて現状をゆるやかに誘導していくことが望ましい。

3. 漁場の持つ収容力と漁業者数・漁獲努力量の関連

戦後の漁業法・水産業協同組合法は、敗戦後の食糧不足が継続していた時期に制定された。そこでは沿岸漁業への新規参入の希望が強く、漁場に対して漁業者数・漁獲努力量が過大であるという状況が前提とされていた。実際に漁業者数が急増したのは、漁業に全く関係ない人が参入したというよりも、漁村地域の住民として副業的・季節的に零細規模で地先資源を利用していた人々が、他に仕事がない中で漁業就業の比重を高めるといふ変化が進み、結果的に統計的に把握される漁業者数が大幅に増加したといえる。

漁業法・水産業協同組合法には全くの外部者が漁業権に漁業に参入できるルートが整備されていない

このような状況の下で制定された法律として、漁業法・水産業協同組合法には全くの外部者が漁業権漁業に参入できるルートが整備されておらず、参入希望者を容認す

るか否かについての判断は、漁協の組合員資格審査、漁業権行使規則の運用に任せられることになっていった。

現在の法制度は、この状況を引き継いでいるので、漁業外から新規参入を希望している個人にとつては、相対に不慣れた仕組みである。すなわち、漁業権の対象となつている漁業を操業するためには漁協の組合員になる必要があるが、漁協の組合員となるためには一定日数以上、漁業に従事していなければならない(二〇〇八年四月の漁協組合員資格審査規程例の改訂まで)。この規則の下では、漁協組合員でない以上、漁業権の対象漁業は営めないから、結果的に組合員として認められるだけの漁業従事日数の実績を上げることができないという矛盾の中に置かれやすい。この方式の下で外部者が組合員になる方式は、①雇用乗組員として組合員になる(経営者組合でない漁協の場合)、②漁業権漁業以外の自由漁業と許可漁業によつて組合員になるための漁業従事日数を満たす、③漁協に申請して准組合員となり、准組合員にも許可されている漁業権漁業と自由漁業・許可漁業を組み合わせて漁業従事日数を満たす、という三つの方法のどれかによるほかなかつた。それは決して制度的に不可能ではなく、実際にこれらの方法で正組合員となっている事例がないわけではないが、外部からの参入を阻止する方向で機能したことは確かであろう。

外部者が組合員になる方式は制度的不可能ではないが実際には外部からの参入を阻止する方向で機能した。二〇〇八年に改訂され新規参入希望者には一年間だけ実績を問わないで組合員資格を認めることになった

しかるに二〇〇八年四月から組合員資格審査規程例が改訂され、既存組合員に対しては漁業従事日数を市場の水揚げ伝票等にもとづいて厳格に審査して、可能な限り正

組合員数を限定するという変更がなされると同時に、新規参入希望者に対しては年間だけは実績を問わないで組合員資格を認めることとなった（漁船の保有や操業の意思など、外形的に操業する見込みが確認できれば良いという極めて緩い条件で）。

この改訂によって、新規参入希望者は漁船を保有するなどの条件を整えた上で、申請すれば漁協の正組合員となり、漁業権の対象漁業を営むことができることになった。もちろん、養殖漁場等がそれによって実際に配分されるか否かは、漁業権行使規則にもとづく審査によるのであるが。

こうして外部からの正組合員化要望に対して漁協が阻止的に対応することが困難になった現状においては、漁業権行使規則の役割が飛躍的に重要になった。すなわち、漁場・資源の余裕度と漁業権行使希望者との調整によって、各漁業権を誰に・どのような条件で行使させるのが、漁場・資源と漁獲努力量の調整上、極めて重要な意味を持つことになったのである。

既存漁業者の規模拡大要望と組合員外の新規参入要望・漁業権行使要望の間の調整をはかるための手順

このような状況の下で、既存漁業者の規模拡大要望と組合員外の新規参入要望・漁業権行使要望の間の調整を図るためには、以下のような手順をとらざるをえないと思われる。

①資源状況・海洋条件・漁具密度等を勘案して、漁場の利用可能性について算定する。この算定には漁協とともに、水産試験場、行政機関等が関与し、経験と科学的調査を参考にして定める。

②漁場に余裕がある場合には、現在の漁業者の中の規模拡張希望者に優先的に分け与える。ただし、権利だけをとって利用しない、あるいは粗放的にしか利用しないことを避けるために、生産性についての一定の基準を定め、それ以下の者については配分を取り消すとともに、漁場使用料を一定の高さに維持して粗放的利用では引き合わないようにする。

③地元の既存漁業者の希望（審査によって合理的希望と認められた範囲内）を満たした上で、なお漁場の利用可能性との間で余裕がある場合には、新規参入希望者の希望を容認する。ただし、許可の取得によって自由参入が可能な沖合漁業とは異なつて、居住Ⅱ生活と労働Ⅱ経営とが一体化している家族経営を基本とする沿岸漁業（経営者免許の定置網、真珠養殖業を除く）については、漁業権行使の主体は実質的に（法形式は別でもよいが）労働する個人であるという原則を貫徹させる。

従来からの漁業者と新規参入希望者とを全く同等に扱って両者を平等化するという方式は適切ではない

沿岸漁業者の減少によって漁場に余裕が生じた場合、その余裕の範囲内において新規参入希望者を積極的に受け入れることは、漁場の生産力を生かす意味においても、地域経済の縮小を阻止する意味でも重要である。ただし、従来からの漁業者と新規参入希望者とを全く同等に扱って、新規参入希望者が多数存在すれば従来からの漁業者の行使漁場を削減して両者を平等化するという方式は、就業機会選択の自由が著しく制約されている沿岸漁村地域の労働市場の現実に照らして、適切ではないと判断さ

れる。

4. 漁業権「開放」論の誤り

漁業権の行使をめぐっては、漁業権制度の消滅を理想とし、さしあたり漁業権の漁協からの「開放」を主張する見解がある。経団連傘下の日本経済調査協議会「水産業改革高木緊急委員会」が発表した「東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に」と題した「緊急提言」がそれである（六月三日発表）。この提言は大震災対策を名目としつつも日本全体の沿岸漁業の再編を意図しているものであって、その影響するところは大きい。主張の内容は、規制改革会議答申の二番煎じであって、新規の論点はほとんどないが、今後の漁場行使を問題にする際には無視することはできないので、本稿の最後にこの点について一言しておきたい。

「東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に」と題した「緊急提言」は、独特の沿岸漁業の再編構想を持ち、それを実現するために漁業権制度の解体を意図している

この提言は独特の沿岸漁業の再編構想を持ち、それを実現するために漁業権制度の解体を意図している。提言のコアの論理は以下の四点に帰着する。

- ① 震災からの復旧によって従来のままの漁業が再現されるのでは意味がない。なぜなら、経営難、後継者不足、高齢化、漁業衰退といった状況が継続されるだけだから。
- ② 外部企業・資本を導入して新しい担い手を立ち上げて、漁業の再生を図るべきである。具体的には、新規着業企業によって沿岸漁船を「大型化し漁船数を削減」すること、「小規模な養殖業の大型化と近代化」を図ることが必要である。

- ③ そのためには、二つの障害を除くことが不可欠である。第一は、漁業権を漁協から県が回収し、外部企業に「開放」＝直接免許することであり、第二は、漁協の力を組織・事業両面で弱め、漁協と関わりを持つことなしに、企業が自由に漁業経営を行えるようにすることである。

- ④ 当面、罹災地を「特区」に指定し、漁業法の適用を除外して、上記の内容を実施する。それが成功した時点でそれを日本全体に拡大する。

上記のような認識枠組みの下で提案されている漁業権「開放」の内容は以下の通りである。すなわち、沿岸漁業を「他産業並みに、原則として誰もが参入可能」な産業に改めること、具体的には漁業権を漁協に免許するのではなく、操業を希望する経営者に直接免許することであり、養殖・定置の漁業権を「投資者、漁業者、加工業者、小売業者、大手漁業会社、またはそれらの共同体に許可する」ように改めることである。

ここで「投資者」が筆頭におかれ、投資者として外国資本も積極的に導入するとされているのであるが、漁業法が想定している沿岸漁業の基本原則——働く漁業者自身が経営する方式の優先順位が最も高い——が全面的に否定されていることが明らかである。資本の所有者が漁業権を独占し、現地の漁業者はその雇われ人として低賃金に甘んじざるをえず、企業に対して注文をつければ直ぐに解雇されたという戦前の状況が理想とされているに過ぎないことがわかる。それは新しい提案などでは全くなく、

沿岸漁業を「他産業並みに、原則として誰もが参入可能」な産業に改めること、など。ここでは「投資者」が筆頭におかれ、外国資本も積極的に導入するとされているが、漁業法が想定している沿岸漁の基本原則が全面的に否定されている、非現実的な構想である。

農地改革と並行してなされた羽織漁師排除の漁業制度改革の成果を、制度改革前の状態に戻そうとする古色蒼然たる提案である。沿岸漁業を家族経営体がこまめに漁場を活用する産業から、大規模漁船と大規模養殖で経営する沖合漁業型の産業に変えようとする非現実的な構想である。

しかも個々の経営者に免許された漁業権は証券化されて売買・担保の対象となるとされており、資本の持ち手が漁業権を買い集め、容易に海面の埋立⇨開発産業に使用できる（漁業権を買い集めた企業が開発企業から補償金を得て、漁業権を消滅させる）仕組みとなっているのである。

復興構想会議での村井宮城県知事の漁業権「開放」提案と同一の、漁家が利用できる漁場を削減してその経営を困難にする提案が、主要新聞によって肯定的に報道されているが、この種の迷論を克服して、沿岸漁場を有効に活用し、漁業後継者の確保と新規参入希望者の受け入れに向けて、漁協と漁業者の地道な努力と柔軟な対応が求められている。

時事余聞

◇：…あひだ論言汗あせの如し。こんな文字が一と頃ジャーナリズムの政治欄で良く使われた。しかし、最近では皆無といつて良い。それだけの権威を備えたトッポが存在しなくなつたのかも知れない。退陣表明後も政権に居座り恥ずるところはなさそうだ。先達ての衆院本会議で公明党の議員が米国のルース・ベネディクトの代表作『菊と刀』を引きあい、「失政に失政を重ねながら居座る恥知らずな史上最底のトッポといわれる前に身を処すべきだ」と言い放つた。

◇：確かに昔から今日まで日本精神の背骨を支えたものは恥の文化であり、義と礼節、勇気の日本武士道だつた。これに背くようなら死を厭いとわなかつた。戦国時代の文化大名、太田道灌もそれを大事にした。彼の主人の上杉定正は道灌の人氣を嫉妬していた。そこである時、相模国（神奈川）糟屋ぞやに新しい館を建てた。道灌を招いた。道灌の家臣は二人の關係が緊迫していたので必死に止めた。行くと危ない。しかし道灌は「主人が新築祝いに来いというのに行かなければ武士の名譽にもと

る」といつて出掛けた。

◇：定正は企み通り道灌を風呂に誘い、そこで暗殺した。招きに応じなければ良かった。まして風呂にはいらなくても良かった。しかし彼は武門の名譽に重んじ誘いにのつた。道灌が歌の達人であつたこと知つていた刺客は「かかると時さこそ生命の惜しからめ」と上の句を読む。脇腹に鎧をさされた致命傷にもめげず「兼ねてなき身と思ひ知らずば」と下の句を続けた。激しい戦の間でも相手同士が得意即妙のやりとりをした例はいくらでもあつた。

◇：それにしても、キリスト教や儒教にもまさる武士道精神がいつの間にか口にされなくなつた。武士に二言はないとも良くいわれた。武士の言葉に重みがあつた。約束はおおむね証文なしで行われた。証文はむしろ武士の体面にかかわるとされた。しかし、いまは契約社会、その契約が破約されてもとんと恥じない慣行はまさに武士道に逆行するといえる。武士道精神は風化していく。日本人の記憶からも遠くなる。リーダーはこの傾向をなんとと思うか。(K)

編集後記

「沿岸漁業における後継者問題」―その現状と展望は、最近の動きが統計も交え、手に取るようになり懇切丁寧な解説であります。最後の経団連傘下の日本経済調査協議会の緊急提言に至つてはマスコミは肯定的に受け止めているようですが、漁業権の開放を謳い文句にした沿岸漁業構造改革か。大資本が沿岸漁場を手に入れ自由自在に操り、外資まではいに及んでは沿岸漁民に居場所はあるのか。執筆者にはお忙しいところ時間を割いていただき深く感謝申し上げます。

「水産振興」第五二三号

平成二十三年七月一日発行

(非売品)

編集兼 発行人 中澤 齊 彬

発行所

〒104-0055

東京都中央区豊海町五番九号
東京水産会館五階

財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三三三三二八二一
FAX ☎ 三三三三二八一六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十三年七月一日発行（毎月一回一日発行）五二三号（第四十五卷七号）